

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か		市が行うべき	○	他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む		中長期的に取り組む	○ 緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している (90%以上)	○	おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか		できない	○	制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実			○	
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>平成27年度から毎年企業立地奨励金制度を見直し、企業が利用しやすい制度にすることで指定企業が増えていたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年度は指定件数8件と目標値を下回った。一方、上記感染症の影響から都市圏企業の地方回帰の流れができており、令和4年度の指定件数は11件となり目標を達成した。都市圏では人材不足が顕著となっていることから、地方での人材採用を検討する企業が増加しており、都市圏企業の地方進出の流れは当面継続すると考えられるため、今後の指定件数の向上が期待できる。</p> <p>令和4年度は企業立地促進条例の施行期日を延長し、市外企業の新規立地や市内企業の増設等を促進し地域経済の活性化と雇用の拡大に努めた。今後も和歌山市の経済情勢や雇用情勢を鑑み、和歌山市の独自性をもった事業内容に充実させることが望ましいと考える。</p>
見直し・改善内容	<p>企業立地奨励金制度が企業にとってより魅力のある制度となるよう随時改正するよう努めるとともに、引き続き企業の立地を推進する。</p> <p>工場立地法は、工場の立地が周辺環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的に、一定規模以上となる特定工場を建設する際に敷地面積に対する緑地面積及び環境面積の割合を定めている。しかし、既存企業に隣接する土地が少ない状況下で企業立地を促進するために、平成28年度から条件付きで工業専用地域と工業地域の緑地率等の緩和を進めている。</p>